Adobe Sign導入総合カタログ

電子契約導入ガイド

電子契約を導入される方、導入を検討している方の疑問や不安について、
弁護士・税理士監修のもとにお答えします

Chapter 01 電子契約って？ …… 2

Chapter 02 法的に有効？ …… 4

Chapter 03 紙での保存は必要？ …… 6

Chapter 04 電子証明は必要？ …… 8

Chapter 05 導入の成果は？ …… 11

Chapter 06 製品紹介 …… 12

Chapter 07 Adobe Sign×kintone …… 16

監　修

ケインズアイコンサルティンググループ提携弁護士 喜多村 勝徳 氏（元裁判官）

ケインズアイコンサルティンググループ代表 税理士 甲斐 浩一 氏

お問い合わせ先

〒140-0014 東京都品川区大井1-20-10 住友大井町ビル南館 販売推進本部 販売推進2部 MD7グループ

adobe.dis@pc-daiwabo.co.jp　03-5746-6384

2021.02

Chapter 01

そもそも電子契約って何？

電子契約を導入または導入を検討する前に、まずは「そもそも電子契約とは何なのか」「導入するとどんなメリットがあるのか」について知ることが大切です。

電子契約とは

電子契約とは、本来は「紙と印鑑」によって締結していた契約を電子的におこなうもので、電子ファイルと電子署名や電子サインを使ってインターネット上で契約を締結し、そのまま電子データとして企業のサーバーやクラウドストレージに保管する方式のことです。
日本では、電子署名法や電子帳簿保存法などの法的環境の整備、電子署名やタイムスタンプなどの技術的環境の整備を背景に、電子契約を導入する企業が急速に増えています。場所や時間に縛られず、契約や承認などの業務を迅速に遂行できることから、昨今では働き方改革の施策として、またテレワークやBCP（事業継続計画）対策にも有効な手段として、電子契約への注目度がより一層高まっています。
2020年6月に、政府は民間企業や官民の取引の契約書で押印は必ずしも必要ないとの見解を示し、内閣府、法務省、経済産業省が連名で押印に関する法解釈についての文書（http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf）を公表しました。

● 書面契約と電子契約の違い

	書面契約	電子契約
書類の形式	印刷された紙の書面	電子ファイル
署名方法	押印、または直筆のサイン	電子署名・電子サイン
本人性の確認	印鑑証明書	メールアドレス＋パスワードや電話認証、または、電子証明書
完全性の証明	契印・割印	タイムスタンプ、監査証跡
受け渡し	原本の郵送、または持参	インターネット通信
保管方法	キャビネットなど	サーバーやクラウドストレージ
印紙	必要	不要

電子契約のメリット

-merit 1-
コスト削減

印紙税法第2条において、課税対象とされる文書は書面（紙）の文書を指しており、電子ファイルはこれに該当しません。よって、電子契約で取り交わされる電子ファイルには、印紙税が課せられません。
また、契約者双方がインターネット上でデータをやり取りするため、契約書の印刷や郵送が不要。さらに、締結した契約書データはサーバーやクラウドストレージに保管されるので、保管スペース・保管コストも不要になり、書面契約に比べて大幅なコスト削減が期待できます。

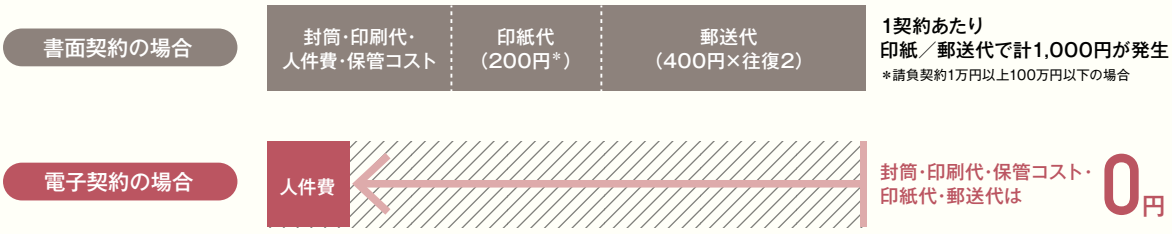

-merit 2- 業務効率化

紙の契約書のように、印刷・製本・押印・封入・郵送といった作業が不要になり、相手から早ければ数分で返送されてくるため、契約締結までの時間を大幅に短縮できます。また、契約の進捗状況を常に確認できるため、漏れや遅延を防ぐことができます。また、過去の契約書を確認する際は、キャビネットから探し出す必要がなく、PC からすばやく検索することが可能です。

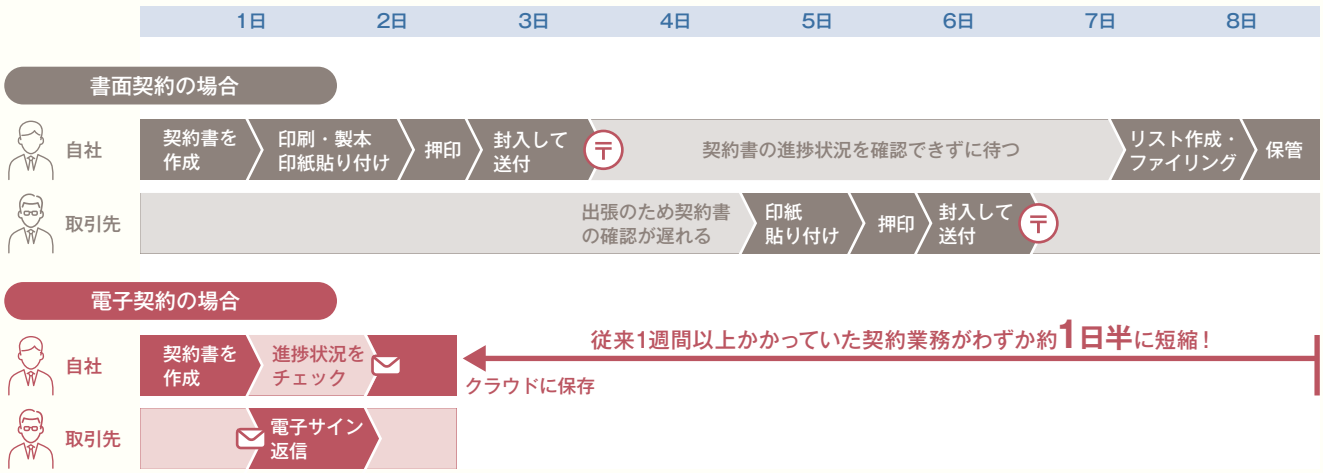

-merit 3- コンプライアンス強化

電子署名とタイムスタンプにより生成される電子契約では、改ざんのリスクが低く、データへのアクセス履歴なども容易に残せるため、業務の透明性を担保できます。
日々発生する多くの契約書類をデータとして一元管理することで、抜け・漏れを防ぐことができ、検索も容易なことから税務調査や会計監査などにも迅速に対応できます。
また、データをセキュリティの高いクラウド上に保管することで、情報漏洩や紛失などのリスクも軽減でき、災害などで万が一データが紛失することがあっても、復元することが可能です。

専門家がおすすめする Adobe Signのポイント

30年以上にわたり、デジタルドキュメント分野のリーダーであるアドビの電子サインソリューション

電子契約に用いられる代表的な電子文書フォーマットが、PDFです。そのPDFの生みの親であるアドビが提供する信頼性の高い電子サインソリューションが、Adobe Signです。Adobe Signなら、業種や規模にかかわらず、どのような企業でも簡単に導入・運用を開始することができ、電子契約がもたらすメリットを容易に得ることができます。

- わかりやすいインターフェイスと直感的な操作性を備えているため、予備知識がなくてもすぐに使い始めることができます。
- 様々な形式の文書にも対応できます。紙の書類もスキャンして検索可能な電子データに変換できます。
- 数回のクリックで署名用の文書を作成し、送付できます。文書への署名と返信も、デバイスを選ばず、わずか数分で完了します。
- 文書の送信から締結までの進行状況を常に把握でき、一連の処理手順は監査証跡として自動的に記録されます。
- 署名済み文書は各企業の業務システムや指定のリポジトリに保管するか、安全で可用性の高いクラウドストレージAdobe Document Cloudにて保管、管理できます。

Chapter 02

電子契約って法的に有効なの？

電子契約を検討されている方から最も多く寄せられる質問が、
「電子契約は法的に有効かどうか」です。電子契約に関わる法律をもとに検証してみましょう。

電子契約の法的有効性

契約は本来、口頭や書面など締結方法は問わず成立するものとされています。しかし、企業間の契約において訴訟問題が起きた場合の証拠として、また税法などの各種法令の要請から、「署名または捺印のある書面」を用いて合意し、契約当事者双方が税法の求める期間、紙で保管することが必須とされてきました。
その後、2000年前後に日本政府が掲げたE-ジャパン構想を皮切りに、電子契約に関わる法的環境が急ピッチで整備されるようになりました。以下が主な法律となります。

電子帳簿保存法（1998年7月施行）

国税関係の帳簿書類を電子データとして保存する手段などを定めた法律です。従来、帳簿書類は紙の形で7年間保存することが義務付けられていましたが、「真実性の確保」と「可視性の確保」の要件を満たすことで、電子データでの保存が認められました（同法10条）。

電子署名法（2001年4月施行）

電子署名が署名や押印と同等の法的効力を持つことを定めた法律です。同法第3条において、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と記されています。

e-文書法（2005年4月施行）

電子帳簿保存法により帳簿書類の電子データでの保存が認められてはいたものの、スキャナで取り込んだ電子文書については保存を認められていませんでした。e -文書法により国税関係書類のスキャナ保存を容認する「電帳法スキャナ保存」（同法4条3項）が追加改正されました。

ほとんどの文書が電子化可能

電子契約に関する法的要件を満たすことで、ほぼどんな文書でも電子化することができます。しかし、一部法律で書面による締結が必須の文書、または書面の電子化に相手の承諾や希望が必要となる文書もあります。まずは導入しやすい文書から電子化することをお勧めします。

● Adobe Sign ですぐに電子化が可能な文書例

人事関連	採用通知書　雇用契約書　労働者派遣契約　業務委託契約　秘密保持契約
サービス関連	納品書　検収書　プロジェクト管理　仕様書　保証契約書
購買関連	購買契約書　注文請書　金銭商品貸借契約書
営業関連	見積書　売買契約　機密保持契約　代理店契約　営業契約
管理関連	コンプライアンス合意書　決裁　稟議　社内承認関連書類
マーケティング関連	個人情報取扱合意書　ライセンス契約　ベンダー契約
不動産関連	重要事項確認書　賃貸借契約

● 電子化に相手の承諾・希望が必要な文書例

契約類型	根拠条文
建設請負契約	建設業法19条3項、施行規則13条の2
下請事業者に対する受発注書面	下請法3条2項
投資信託約款の内容等を記載した書面	投資信託及び投資法人に関する法律5条2項
不動産特定共同事業契約成立前書面・成立時書面	不動産特定共同事業法24条3項・25条3項
派遣労働者への就業条件明示書面	派遣法34条、施行規則26条1項2号
労働条件通知書面	労働基準法15条1項、施行規則5条4項

● 法的な要件により書面が必須の文書例

契約類型	根拠条文
定期借地契約	借地借家法22条
定期建物賃貸借契約	借地借家法38条1項
宅地建物売買等媒介契約	宅建業法34条の2
宅地建物売買等契約締結前の重要事項説明・締結時の契約書等の書面	宅建業法35条1項・37条1項3項
マンション管理委託契約	マンション管理法73条
訪問販売等特定商取引における交付書面	特定商取引法4条・5条・18条・37条・42条・55条・58条の7

専門家がおすすめする Adobe Signのポイント

幅広い法的要件に準拠するAdobe Sign

Adobe Signの電子サインは、世界中の先進国における最も厳格な電子サイン関連法令および規則に準拠し、法的な効力と拘束力を備えています。電子契約に必要な「本人性の確認」と「非改ざん性の確保」の要件を満たすための様々な仕組みにより、国内はもとより海外との契約に関するコンプライアンスを遵守できます。

- 個人の電子メールアドレスおよび、その他の多要素認証（パスワード、FacebookなどのソーシャルID、電話認証、携帯電話のSMSによるワンタイムパスワードなど）を使って署名者の本人性を確認できます。
- 契約者双方がおこなった一連の処理を追跡し、その情報を監査履歴に記録します。これにより、「いつ、誰が文書を開き、署名したか」を示す証拠を残せます。
- 署名済みの文書には改ざん防止シールが添付され、文書が正しい内容であることを証明できます。

Chapter 03 電子契約でも紙での保存は必要？

せっかく電子契約を導入しても、適切なデータ保存ができていなければ法的に有効とは言えません。
ここでは、電子帳簿保存法に定められた「適切なデータ保存」について説明します。

電子帳簿保存法に基づくデータ保存

電子契約を導入する際に考慮するべきポイントして、まず、電子契約に関する法令、中でも「電子帳簿保存法」が定める要件に沿った運用がおこなえる環境を構築することが重要です。電子帳簿保存法とは、帳簿書類を電子データとして保存する手段などを定めた法律で、次の4つの要件を満たすことが求められます。

真実性の確保
認定タイムスタンプが
付与されていること

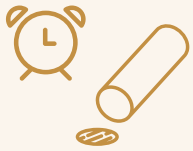

関係書類の備付
マニュアルが
備え付けられていること

見読性の確保
画面とプリンターで
内容が確認できること

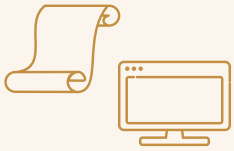

検索性の確保
主要項目を範囲指定および
組み合わせで検索可能なこと

電子帳簿保存法では、一般法で規定されている帳簿書類は、納税地に7年間以上保存することが義務となっています（施行規則8条1項、および法人税法施行規則59条ほか）。保存場所については、電子契約システム・サービスのサーバーが海外にあっても国内からアクセスできれば差し支えないことが、国税庁の見解として示されています（国税庁「電子帳簿保 存法一問一答」12頁）。
なお、電子契約の締結後にそのまま「データ保存」する場合については、所轄税務署への届出・承認は不要です。ただし、紙の契約書をスキャンして保存する（スキャナ保存）場合は、事前に所轄税務署の承認が必要となります（電子帳簿保存法4条）。
それでは、帳簿書類を電子データとして保存するための、4つの要件について見ていきましょう。

要件1　真実性の確保

原則として、受領者が、電磁的記録を受領した後すぐに全ファイルへ認定タイムスタンプを付することが求められています（施行規則8条1項1号、および3条5項2号ロ）。しかし、認定タイムスタンプを付与するにはコストがかかるというデメリットがあることから、タイムスタンプの代わりに「訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定」を社内で定めることでも可とされています（施行規則8条1項2号）。
事務処理規定の具体的な内容としては、以下のようなことがあげられます。

- 電磁的記録の訂正及び削除を原則禁止とする旨
- データの訂正又は削除を行える場合の具体的な事象
- 訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存に関する事務処理手続き

また、2020年10月1日に電子帳簿保存法が改正され、以下の要件が追加されました。

- 発行者側が電磁的記録の記録事項に認定タイムスタンプを付した後に取引情報の授受を行うこと
- 電磁的記録の記録事項について訂正/削除ができないシステムを利用するか、訂正/削除の履歴が残るシステムを利用すること

要件 2　関係書類の備付

電子契約システム・サービスの利用方法が分かるよう、その概要を記載した書類（マニュアル等）を備え付けておくことが求められます（施行規則3条1項3号イ、3条5項7号による準用）。

要件 3　見読性の確保

納税地（税務調査を受ける場所）で、ディスプレイやプリンターを使って契約内容が速やかに画面または書面で確認できるようにしておくことが必要です（施行規則3条1項4号）。

要件 4　検索性の確保

電子契約システム・サービス内で、電子取引における主要項目を範囲指定及び組み合わせで検索できることが求められます（施行規則3条1項5号、3条5項7号による準用）。
主に以下の検索が必要となります。

- 取引年月日、契約開始日、契約終了日、取引金額、文書の種類、取引先名称等の主要項目が検索条件として設定できること
- 日付と金額については範囲指定して検索できること
- 2つ以上の項目を任意に組み合わせて検索できること

専門家がおすすめする Adobe Signのポイント

電子帳簿保存法に対応した機能

Adobe Signでは、電子帳簿保存法の要件を満たしたデータ保存が可能です。また、社内の事務処理規定に対応するための様々な機能を備えています。

- 真実性の確保 ― Adobe Signで処理される文書データは、契約プロセス中も、締結後の保管においても、改変ができないよう保護されます。万が一改変がされた場合でも、それを検証して確認することができます。また、サードパーティが提供する認定タイムスタンプとの連携も可能です（オプション）。
- 関係書類の備付 ― Adobe Signの詳細な仕様や利用方法を記した資料は、webなどから簡単に入手できます。また、法人向けのサポートチームがお客様の必要に応じてご用意いたします。
- 見読性の確保 ― Adobe Signは、信頼性の高いアドビのPDFをベースにしており、どのようなデバイス画面やプリンターでも、文書の内容を正確に再現できます。
- 検索性の確保 ― Adobe Signで処理される、署名済み、署名待ちを含む全ての契約文書を一元管理し、ファイル名や日付、署名者の名前などから目的の文書を素早く検索できます。さらに、Adobe Signは簡単に外部システムと連携でき、ユーザーはそのシステムを活用することで検索性の確保に必要な事項を設定し、検索性の確保を充たすことができます。

kintone

キントーン導入で更に簡単に！詳しくはP14へ！

Chapter 04

電子証明書は必要？

電子契約でよく耳にする電子証明書って何？
電子サインと電子署名って何が違うの？そうした疑問にお答えします。

電子証明書とは

電子契約では、よりセキュリティ性の高い電子印鑑である「電子署名」を用いる場合があり、第三者機関（電子認証局）が発行する「電子証明書」によって署名者の本人性を担保します。書面取引に置き換えると、電子証明書は印鑑証明書の役割を果たし、電子署名に用いる公開鍵が印鑑証明書の印影にあたります。
電子署名は仕組みが複雑で、利用するためには各認証局から事前に電子証明書を取得する必要があります。また電子証明書には有効期限があるため更新手続きも必要で、その度にコストが発生します。このため、初めて電子契約を検討される方には少し敷居が高いように思われがちです。
そもそも契約は口頭でも成立するものとされており、電子証明書は契約が有効に成立したかどうかの証拠にすぎません。そこで、仕組みを簡易化し、電子証明書不要で手軽に電子契約を利用できるようにした方式が「電子サイン」です。

電子サインと電子署名の違い

「電子サイン」と「電子署名」はどちらも同じ意味を持つように思えますが、それぞれの意味合いも方法も異なります。電子サインは署名による合意や記録を、いくつかの方法を用いて法的な真正性を証明する電子プロセス全般を指すものです。電子署名は、この「いくつかの方法」に含まれる具体的な方法を指し、電子サインの1種となります。

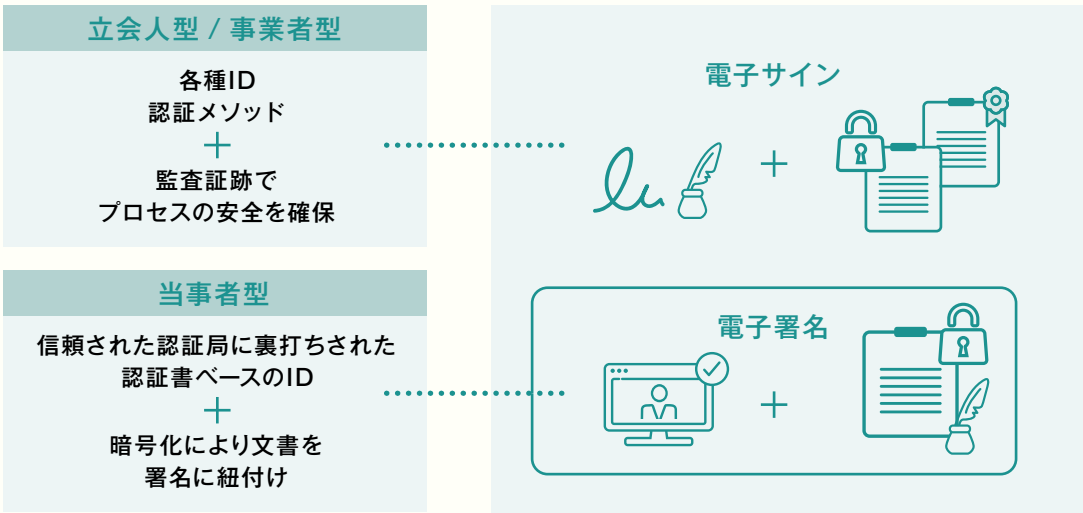

電子サイン（立会人型/事業者型）

電子メールやパスワード、電話認証などの一般的な認証方式を使って署名者の本人性を証明します。処理が完了した文書と監査証跡を関連付けた安全なプロセスで署名の証拠を示す仕組みが採用されています。電子証明書取得などの事前準備も不要で、比較的導入がしやすく、適切な運用をすることで法的要件を満たすことができます。

電子署名（当事者型）

第三機関である電子認証局により発行・検証される電子証明書によって署名者の本人性を証明し、公開鍵を用いた暗号化により各署名と文書を紐付けて署名の完全性を担保します。電子署名法にも準拠しており、より高いセキュリティと証拠力が求められる取引に適しています。

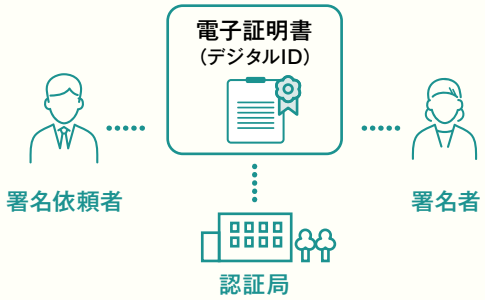

電子サインと電子署名のどちらを選択するかは、会社の文化やガバナンス、取引の種類、署名に関する法律や規制の要件などを考慮し、検討することが重要です。

	電子サイン	電子署名（狭義）
方法	タブレット・スマホ・PC等から、キーボードによるタイプやタッチデバイスによる自署サイン、印鑑イメージの貼り付け	公開暗号方式による電子証明書の付与
役割	認印	実印
本人確認	履歴（ログ）	電子証明書
拘束力	有	有

専門家がおすすめする Adobe Signのポイント

電子サイン（立会人型/事業者型）と電子署名（当事者型）のどちらにも対応

Adobe Signは、電子サイン、電子署名、またはその両方を含んだ電子契約プロセスに対応します。
Adobe Signの電子署名は、信頼された第三者認証機関から発行される証明書ベースのデジタルIDを使用して署名者の本人認証を行います。それぞれの署名は暗号化されて文書に添付され、署名者と文書の真正性は、第三者認証機関を通じて検証されます。

- 米国食品医薬品局（FDA）のCFR 21 Par t 11、EUのeIDAS規則における高度電子サイン（AdES）や適格電子サイン（QES）など、世界で最も厳格な法規制要件を満たしています。
- 検証には、公認認証局（CA）、または欧州連合信頼リスト（EUTL）やAdobe Approved Trust List（AATL）に掲載されたトラストサービスプロバイダー（TSP）が発行するデジタルIDを使用します。
- アドビは、1999年にPDFにおける初の電子署名を公開し、グローバルリーダーとして毎年数十億件にのぼる署名を支えてきました。現在はwebとモバイル対応のオープンスタンダード規格にもとづく電子署名を推進しています。

立会人署名方式による電子署名

現時点で、電子署名をおこなうには、秘密鍵と公開鍵という暗号技術が利用されるのが一般的です。秘密鍵は本人のみが知る電子情報であり、公開鍵は本人の氏名等の情報を記載した公開された電子情報であり、それらを組み合わせることで「電子書面が本人のものであること」および「改変されていないこと」を確認する方法です。
しかし、自ら秘密鍵を保有して電子署名をおこなうことのできる企業や個人は限られていることから、電子契約サービスを提供する事業者が契約当事者の意思を確認し、自社の秘密鍵を使って電子署名をおこなうという方法が一般的になっています。これを「立会人署名方式」といいます。

一方で、立会人署名方式は、当該措置をおこなうのはあくまでサービス提供事業者であり、情報作成者ではないという点から、電子署名法2条1項にいう「電子署名」には該当しないのではないかという問題提起がありました。
そこで、総務省・法務省・経済産業省は、2020年7月17日付けで「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ& A」を公表し、立会人署名方式による電子署名も、電子署名法2条に定義される「電子署名」に該当することを承認しました。

- 電子署名法2条1項1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。

- このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性およびその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。

- そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には，これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法2条1項1号）を満たすことになるものと考えられる。

専門家がおすすめする Adobe Signのポイント

立会人署名方式による運用が可能

Adobe Signは、当事者の電子証明書を付与した運用だけでなく、立会人署名方式による運用も可能です。その場合、契約書にサービス提供事業者の署名としてAdobe Signの証明書が付与され、さらに「最終監査レポート」により、利用者や署名日時等の情報を付随情報として確認することができる方式を採用しています。よって、上記のQ& Aで明らかにされた要件にも適合するサービスとなります。

Chapter 05 導入した会社は成果が出てるの？

既に様々な企業が電子契約を導入し、業務効率化、コスト削減、コンプライアンス強化などにおいて成果をあげています。ここでは、Adobe Signの導入事例をいくつかご紹介します。

« 01 金融業　ソニー銀行株式会社

同社の主力商品の1つである住宅ローンの契約手続きを、Adobe Signを用いて電子化。従来2〜3週間要していた契約締結までの期間が、最短で1時間程度に短縮できました。また、10%の業務コストカットに加え、印紙代や印鑑登録証明書の交付費用などのお客様負担もなくなり、結果、契約締結件数の増加につながっています。

契約締結までの期間

従来の2〜3週間から
最短 1 時間に

« 02 人材派遣業　パーソルホールディングス株式会社

同グループが取引先とやり取りする注文書の数は年間約6万件、またグループの主幹業務である派遣事業においては年間45万件以上の個別派遣契約書が処理されています。同社がおこなった効果試算によると、電子サインを使ってこれらを全て電子化することで、印紙税だけでも年間約6,000万円のコスト削減が見込めます。

グループ全体のコスト

印紙代だけで
年間6千万円の節約効果が期待

« 03 不動産情報サービス業　アットホーム株式会社

賃貸物件の契約更新手続きに、Adobe Signによる電子サインソリューションを活用。これまで多大なコストと労力を要していた契約書類の郵送作業が不要に。また管理画面で契約書類のステータスをリアルタイムに確認できるため、紙の書類を保管したり探し出したりする手間がなくなり、契約管理業務の大幅な効率化を実現しています。

契約書の郵送作業

コストと手間を
大幅削減

« 04 IT事業　GENIEE INTERNATIONAL

海外各担当部門、管理部門、法務部門、決裁者など、複数の関係者がかかわる同社の署名ワークフローにAdobe Signを活用。誰がどのような権限を持って、どの順番で文書を回すかなどを簡単に設定し、毎回自動的に実行。紙で回していた頃と比べて数十倍スピードアップし、機会損失のリスクが圧倒的に減少しました。

署名ワークフロー

紙のフローに比べて
数十倍スピードアップ

導入事例について詳しくは、https://www.adobe.com/jp/customershowcase.htmlをご覧ください。

Chapter 06

①Adobe Sign製品紹介

多彩なフォームフィールドにより柔軟な要件対応

設定可能なフォームフィールド

- ✓ 署名
- ✓ テキスト
- ✓ ドロップダウン
- ✓ ラジオボックス
- ✓ チェックボックス
- ✓ 添付ファイル
- ✓ 必須フィールド指定
- ✓ 変更不可指定
- ✓ 書式フォーマット指定
- ✓ 入力規則の設置
- ✓ ツールチップ　等

● 電子契約と電子文書プラットフォームを一緒に提供できる唯一のメーカー電子サインサービス ●

Service 01

既存の文書を読み取り
正確なWebフォーム化や
PDF化が可能

PDF

Service 02

ISO 32001に準拠した
Acrobat Readerでの
長期参照が保証された
PDFの生成が可能

PDF

Adobe　契約書に使われるPDFの開発元

Chapter 06

②kintone製品紹介

kintoneで契約前の業務がさらに便利に

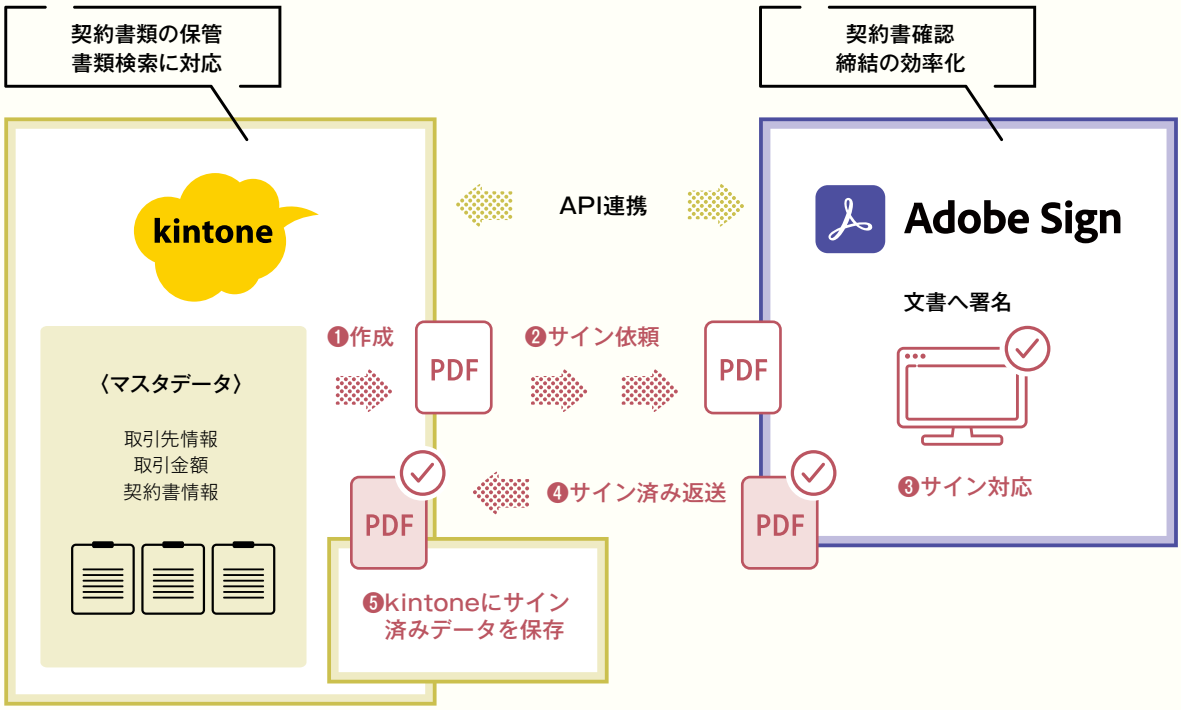

①データベース

- 契約書の保管だけでなく、契約前の案件管理や顧客管理も可能
- 過去情報を検索して、すぐに引き出すことも可能

②プロセス管理

- 社内承認で使える簡易ワークフロー機能も搭載
- 契約前の社内稟議もデジタル化

③コミュニケーション

- チャット機能も搭載、契約に至るまでの諸連絡も一元化
- 過去契約の経緯もチャットで確認できるので、当事者不在でも契約内容が確認できる

kintoneを活用することで機能がさらに追加可能

Chapter 06

③Adobe Sign連携プラグイン紹介

Adobe Sign連携プラグインで、お使いのkintoneに電子サイン機能を簡単に追加！

短期導入

Adobe Sign連携プラグインは、kintone管理画面からZipファイルをインストールするだけ。サービス提供側にkintoneログイン情報を渡す必要が無いため、すぐに利用を開始できます。

簡単操作

取引内容と相手先情報（メールアドレス）を登録後、ボタンクリックでAdobe Signを開始できます。リマインド送信や署名済みPDFの保存もkintoneアプリ内で実行できます。

低コスト

システムの構築や開発が不要のため、連携機能を低コストで導入できます。また取引の際にかかる印紙代や郵送代等のコストを削減できます。

カスタマイズ

Adobe Sign連携プラグインの管理画面には最小限の設定項目が用意されており、ユーザー側で業務に合わせた自由なカスタマイズが可能です。

1. 署名用文書を作成

PDFにタグを埋め込むことで、多様なフィールドを利用可能

2. 登録・送信

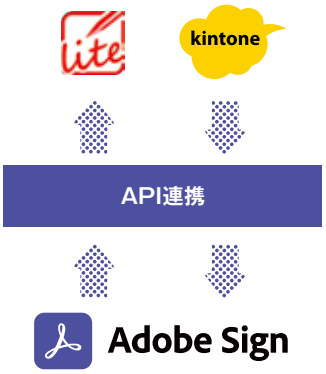

3. 受信・署名

4. 署名済みの文書の保存・管理

Adobe Sign連携プラグインでできること

01

電子帳簿保存法に対応した環境が整います※1

- 認定タイムスタンプ※2
- 検索機能

02

既存のワークフローやデータを活用できます

- マスターとのデータ紐づけ
- アラート配信機能
- プロセス管理機能
- 一元管理

03

署名状況を集計表やグラフで視覚化できます

- 集計・分析機能
- 多彩なグラフ描写

04

送信先（署名者）の本人性を担保できます

- 二要素認証機能
  （パスワード、SMS送信※2、電話番号※2 など）

※1 電子帳簿保存法（10条）に対応できます。 ※2 オプションで利用可能

Chapter 06

④各種コンサルティングメニュー紹介

01 書類の電子化コンサルティング

診断～設計まで、ワンストップでサポートするコンサルティングサービス

1 現状分析

1. 書類の選定・分析
(1)電子化対象書類の分析
(2)分類・選定
(3)電子化優先順位設定

2. 法令対応分析
(1)現状規定分析
(2)保管フローの分析
(3)現状ガバナンス状況分析

3. 業務・ワークフロー分析
(1)業務実施体制・人員分析
(2)業務管理体制分析
(3)業務・ワークフロー分析

4. システム関連の確認
(1)利用システム確認
(2)マニュアル・概要書等
(3)システム構成図確認

2 構築・設計

1. 業務・ワークフローの構築
(1)業務フローの構築
(2)ワークフローの構築
(3)各役割・権限設定

2. 規定類の準備
(1)事務処理規定の策定
(2)事務分掌細則の改修or策定

3. システム関連書類の整備
(1)システム概要書・マニュアル整備
(2)システム構成図の確認

スキャナ保存を行う場合、
必要な工程となります

● **規定類の準備**
(1)スキャナ保存規定の策定
(2)定期検証期間の設計

● **申請書類の策定**
(1)スキャナ保存申請の叩き作成

3 最終調整

1. 全体構想設計案の構築
(1)業務・ワークフロー
(2)規定類の整備
(3)システム関連書類の整備

2. 税務署申請サポート
(1)申請書類作成
(2)税務署申請代行
（必要に応じて）

3. 説明会の実施
(1)従業員への説明会の実施

02 書類の電子化アドバイザリーサービス

法令面、運用・業務フロー等の不安や、不明な部分を適宜アドバイス

電子化アドバイザリーサービスでは、このような質問に対し、税法に精通する専門家が月1回のWEB会議や、チャット・メールで対応させていただきます。

サポート内容

● **月次ミーティングサポート**
(1)WEBミーティングによる月1回のサポート（約90分）
①電子帳簿保存法等の法令面のアドバイス
②電子契約に対するアドバイス等

● **フォローアップサポート**
(1)メールでのサポート
(2)チャットでのサポート

03 Adobe Sign オンボーディング

Adobe Sign導入支援サービス

管理者向け説明・開通確認

(1)Adobe Sign概要説明
(2)Admin　ConsoleとAdobe Signダッシュボード 説明
(3)ユーザー/グループ概念説明・ユーザーID種別の選択
(4)アカウント設定概要説明
(5)ユーザー登録手順の説明と実施（管理者のみ）
(6)署名依頼送信・開通確認
(7)Q&A

ユーザー追加支援

(1)ユーザー追加（管理者のみ）
(2)文章テンプレ作成手順の説明
(3)ワークフローデザイナー説明
(4)Q&A

※設定作業・ご説明時には一時的に
管理者アカウントを貸与いただきます

● **各種料金表**

	Contents	Period	Fee
書類の電子化 コンサルティング	・月次ミーティング1回（120分）　・調査・分析　・立案・設計・構築　・資料作成	4ヶ月	80万円（税抜）
書類の電子化 アドバイザリーサービス	・月次ミーティング1回（90分）　・電話・チャットQ&A対応	1ヶ月※最低利用期間6ヶ月	5万円/月（税抜）
Adobe Sign オンボーディング	・管理者向け説明　・開通確認　・ユーザー追加支援	（所要時間）半日	40万円（税抜）

Chapter 07

Adobe Sign×kintone

もっと簡単に電子化を進めるなら…
Adobe Signはkintoneとセット導入が正解！

01 ドキュメントまわりの一連の業務がkintone上でシームレスに改善

文書･帳簿作成＞社内申請＞送信＞契約締結＞文書保管がkintone上でシームレスに完結！
複数のシステム/サービスを行き来せずに一連の業務を完結することができます。

02 顧客、従業員に紐づけた文書管理が実現

kintone上に構築した顧客/従業員マスタと連携した文書管理が実現！文書情報を利用して顧客/従業員を検索、一覧表示などが可能のため、顧客/従業員と「いつ」「どのような文書」を交わしたということをkintone上で簡単に管理ができます。

03 単純な署名依頼だけでなく、あわせて添付ファイルや情報をいただき、取得したデータはPDFデータと一緒にkintoneへ自動保存！

契約手続だけでなく取得データを利用して、後工程の業務も改善できます。

例えば…

雇用契約シーン

従業員の給与振込先口座、マイナンバーカードなどの添付資料を雇用契約書と一緒にいただくことで、情報転記/報告の必要なく他部署でも当該情報を確認できる。

〈入社時文書の電子化（雇用契約書等）〉

ユースケース：中堅寝具メーカー様等 事例

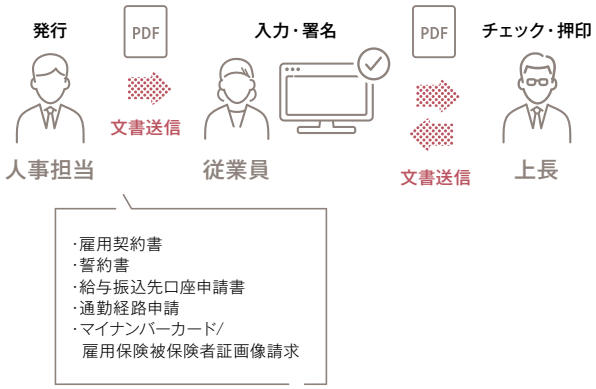

受発注シーン

発注書の確認依頼と一緒に請求方法、希望納期、お届け先などの情報をいただくことで、後工程の総務/経理部門との情報共有がスムーズにできる。

〈発注書および請書の電子化〉

ユースケース：大手建設業の子会社様 事例）

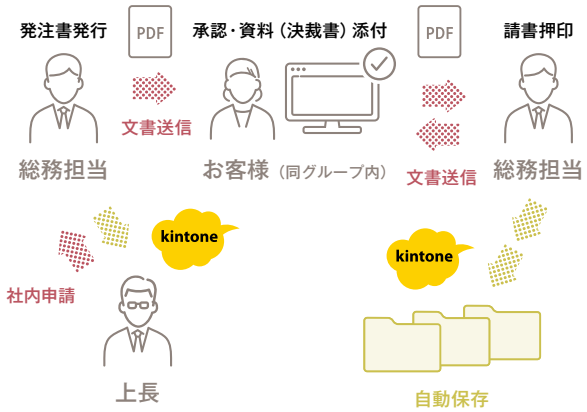

クラウド上で自由に構築できるEDIのようなもの

- 書類の生成時、または署名時に必要な情報はすでにデータ化されているため、無駄な手入力が不要 → **ミスが発生しにくい**
- 印紙代、封筒代、送付状の作成/出力、発送作業、開封/確認作業、ファイリング作業などが不要 → **人件費・印刷費・発送費などのコスト削減**
- 大量の契約も短時間で処理 → **業務効率化**

Adobe Sign×kintone

電子取引の場合は事前の承認の必要はなく、
要件さえ満たせば思い立った時に始めることが出来ます。

※他に電帳法に規定されている帳簿の保存、スキャナ保存などでは、事前の届出/承認が必要となります。

● 電子帳簿保存法の要件

	電帳法 第四条 第1項	電帳法 第四条 第2項	電帳法 第四条 第3項 スキャナ保存	電帳法 第十条 電子取引
対象	国税関係帳簿	国税関係書類		取引データ全般
主な 作成工程	会計システム	会計システム 帳簿作成システム	取引相手から受領	Word／Excelなど
必要となる 管理システム			文書管理システム 〈データベース〉	電子契約システム 〈データベース〉
認定タイム スタンプの要否		要		選択可
承認申請	要（3ヶ月前）			不要

kintoneがあれば
新たなデータベース作成
は不要！

kintone

要件（P6参照）のうち、重要なのは**2要件！**

- 真実性の確保
- 関係書類の備付
  施行規則3条1項3号イ
  3条5項7号による準用
- 見読性の確保
  施行規則3条1項4号
- 検索性の確保

真実性の確保

※下記のいずれかを満たさないといけない。

データの受領後
遅滞なく認定タイムスタンプ
を付与する

改ざん防止等のための
事務処理規程を作成し運用する

データを改ざん/削除できない
システム等を利用する

書類の発行者側で
認定タイムスタンプを付与

2020年10月1日より施行

kintone

必要に応じて認定タイムスタンプをkintone上で付与する機能も実装出来るので、kintone上では上記すべての要件に対応可能！

検索性の確保

取引年月日、契約開始日、契約終了日、
取引金額、文書種類、取引先名称等の
主要項目が検索条件として設定できる

日付と金額については
範囲指定して検索できる

２つ以上の項目を任意に
組み合わせて検索できる

検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる（電帳法 第四条法令解釈通達4-14）

必要な記録項目は、電子化する書類によって異なります。

例えば…

- ✓ 領収書　領収年月日/領収金額/取引先名称
- ✓ 請求書　請求年月日/請求金額/取引先名称
- ✓ 納品書　納品年月日/品名/取引先名称
- ✓ 注文書　注文年月日/注文金額/取引先名称
- ✓ 見積書　見積年月日/見積金額/取引先名称

kintone

kintoneなら項目を柔軟に設計できるから対応が簡単です

DISマネジメントパートナーのご案内

DISマネジメントパートナー

パートナー認定条件

DISが用意する戦略製品の販売が出来る >>> DIS作成のマニュアル確認・動画視聴が必要

kintone連携ソリューション（戦略製品）

k&i sol

Adobe Sign ⇐ プラグイン提供 ⇒ kintone

DIS提供メリット

メリット 01
パートナー向け特別価格適用

メリット 02
サーティファイド向けDR提供

メリット 03
各種サポート

K・i グループ
プレミアサポート（有償）
スタンダードサポート（無償）

ご登録の流れ

1. VODでの製品概要ムービー視聴
2. 専用フォームに必要事項入力
3. トレーニングムービー視聴
4. 左記完了後DISよりパートナー認定

認定

Adobe販売支援サイト AdobeSign特設ページ

https://www.idaten.ne.jp/portal/page/out/mss/adobe/originalpartner.html

AdobeSign DISマネジメントパートナー制度 お申込みフォーム

https://www.idaten.ne.jp/portal/page/out/mss/adobe/application.html

DIS

ダイワボウ情報システム株式会社